

さいたま市幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第59条第1項第4号の規定に基づく地域子ども・子育て支援事業として、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業を利用する幼児の保護者の経済的負担の軽減を図る観点から、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業に係る利用料を補助することについて、さいたま市補助金等交付規則（平成13年さいたま市規則第59号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象施設等 満3歳以上の小学校就学前の在園する全ての幼児を対象として提供している標準的な開所時間が、概ね、1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上である施設等のうち、市長が別表に定める基準を満たすもので、次に掲げる施設等ではないもの。
 - イ 法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設
 - ロ 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設
 - ハ 法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者
 - ニ 法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等（子育てのための施設等利用給付（法第30条の2）を受給している満3歳以上の小学校就学前の幼児の数が、当該施設等を利用する満3歳以上の小学校就学前の幼児の数の概ね半数を超えない施設等は除く。）
- (2) 利用料 対象施設等に在籍する全ての幼児に対して提供する集団活動に対して、対象施設等が保護者から徴収する利用料であって、入園料、施設整備費、延長利用又は預かり保育の利用料、実費徴収費（子ども・子育て支援法施行規則第28条の16に掲げる費用）の類ではないもの。
- (3) 対象幼児 本市の住民のうち、対象施設等を概ね、1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上利用し、当該利用日の属する月の初日に在籍している者であって、次のいずれにも該当しない満3歳以上の小学校就学前の幼児。
 - イ 子どものための教育・保育給付（法第11条）を受けている者。
 - ロ 子育てのための施設等利用給付を受けている者。
 - ハ 企業主導型保育事業（法第59条の2）を利用している者。
- (4) 集団指導 本市が対象施設等の事業者を一定の場所に集めて、講習等の方法により指導を行うこと。

(基準適合審査の申請)

第3条 本事業の対象施設等として市長の決定を受けようとする施設等の事業者は、さいたま市幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設等基準適合審査申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(対象施設等の決定)

第4条 市長は、前条に規定する対象施設等基準適合審査申請書の提出があったときは、その内容を審査し、対象施設等として決定をしたときは、さいたま市幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設等決定通知書(様式第2号)により、申請を却下したときは、さいたま市幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業基準適合審査申請却下通知書(様式第3号)により、申請を行った事業者に通知するものとする。

(対象施設等の決定の取消し)

第5条 市長は、対象施設等が偽りその他不正な手段により前条に規定する対象施設等の決定を受けたと認めるときは、対象施設等の決定を取り消すことができる。

(対象費用)

第6条 給付金の対象となる費用は、対象幼児の保護者が対象施設等に支払う利用料とする。

(給付基準額)

第7条 対象幼児1人当たりの給付基準額は、1月につき、2万円とする。ただし、本事業の対象施設等として決定した日の属する年度の前年度以前、過去3カ年の平均月額利用料(10円未満の端数がある場合は切り捨て。)が2万円を下回る対象施設等を利用する幼児は、当該平均月額利用料とする。

(給付金の額)

第8条 給付金の額は、対象幼児の保護者が現に対象施設等に支払った月額の利用料と月額の給付基準額のいずれか少ない額とする。

(給付金の支給申請等及び申請期限)

第9条 給付金の支給を受けようとする対象幼児の保護者は、さいたま市幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業支給申請書(様式第4号)に関係書類を添えて、市長が定める日までに、市長に提出しなければならない。

2 対象施設等は市長が定める日までに、さいたま市幼児を対象とした多様な集団活動事業対象幼児の在籍名簿(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(支給決定等)

第10条 市長は、前条に規定する支給申請書の提出があったときは、その内容を審査し、給付金を支給することを決定したときは、さいたま市幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業支給決定兼支払通知書(様式第6号)により、支給しないことを決定したときは、さいたま市幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業支給申請却下通知書(様式第7号)により、対象幼児の保護者に通知するものとする。

(支給の方法)

第 11 条 給付金は、対象幼児の保護者から指定された金融機関の口座へ、さいたま市から直接振り込むことにより支給するものとする。

(支給決定の取消し)

第 12 条 市長は、対象幼児の保護者又は対象施設等が偽りその他不正な手段により、対象幼児の保護者が給付金の支給決定を受けたと認めるときは、支給決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により支給決定を取り消したときは、さいたま市幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業支給決定取消通知書(様式第 8 号)により対象幼児の保護者に通知する。

(給付金の返還)

第 13 条 市長は、前条の規定により給付金の支給決定を取り消した場合において、当該取消しに係る給付金が既に支給されているときは、対象幼児の保護者に対し、当該給付金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(関係書類の整備)

第 14 条 対象施設等は、本事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、本事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。

(給付金に関する報告等)

第 15 条 市長は、給付金の支給に関し必要があると認めるときは、給付金の支給決定を受けた対象幼児の保護者又は代理人に対し報告を求め、または調査することができる。

(指導・監査)

第 16 条 市長は、対象施設等に基準を遵守させるとともに、適正な給付金の支給を実施する観点から必要があると認めるときは、対象施設等に対して本要綱に定める内容等を周知徹底させるために、集団指導を実施することができる。

2 市長は、特に必要と認める場合、実地により個別に指導又は施設等の監査を行うことができる。

(委任)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、制定の日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第2条関係） 対象施設等の決定基準

項目	基準の内容
1. 集団活動に従事する者の数	<p>集団活動に従事する者の数は、満3歳以上満4歳に満たない幼児概ね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児概ね30人につき1人以上であること。ただし、施設等につき2人を下回ってはならないこと。</p>
2. 集団活動に従事する者の資格	<p>集団活動に従事する者の概ね3分の1（集団活動に従事する者が2人の施設等にあっては、1人）以上は、幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する普通免許状をいう。）を有する者、保育士、看護師（准看護師含む。）の資格を有する者又は都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の4第1項の児童相談所設置市においては、それぞれの長。以下「都道府県知事等」という。）が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事等がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（1日の利用幼児の数が5人以下の施設等に限る。）であること。</p>
3. 設備（集団活動を行う部屋（以下「集団活動室」という。）は、有する場合に限る。）	<p>(1) 集団活動室のほか、調理室（給食を提供する場合に限る。自らの施設等で調理を行わない場合には、必要な調理・保存機能を有する設備。）及び便所（手洗設備を含む。）があること。</p> <p>(2) 集団活動室の面積は、概ね幼児一人当たり1.65㎡以上であること。</p> <p>(3) 必要な遊具、用具等を備えること。</p>
4. 非常災害に対する措置	<p>〔建物がある場合〕</p> <p>(1) 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。</p> <p>(2) 非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する定期的な訓練を実施すること。</p> <p>(3) 集団活動室を2階に置く場合には建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物、3階以上に置く場合には耐火建築物とすること。なお、集団活動室を2階に設ける建物が耐火建築物又は準耐火建築物ではない場合においては、(1)に規定する設備の設置及び(2)に規定する訓練に特に留意すること。</p> <p>〔建物が無い場合〕</p> <p>活動の実態に応じて、一時的に退避可能なスペースの確保など必要な対策をとること。</p>

項目	基準の内容
5. 集団活動内容	(1) 幼児一人一人の心身の発育や発達の状態を把握し、活動内容を工夫すること。 (2) 各施設等の活動方針に基づいた計画を策定し、実施していること。
6. 給食（給食を提供する場合に限る。）	幼児の年齢、発達、健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容とし、予め作成した献立に従って調理すること。
7. 健康管理・安全確保	幼児の健康観察等を通じて、日々の幼児の健康を管理するとともに、幼児の安全に配慮した活動を行うため必要な安全管理を行うこと。
8. 利用者への情報提供	活動の内容について、利用者に対し書面の交付等を通じて、説明・情報提供を行うこと。
9. 職員・幼児の帳簿の整備	職員及び利用幼児の状況を明らかにする帳簿等を整備していること。
10. 会計処理	(1) 財政及び経営の状況について真実な内容を表示すること。 (2) 全ての取引について、正確な会計帳簿を作成すること。 (3) 財政及び経営の状況を正確に判断することができるように必要な会計事実を明瞭に表示すること。 (4) 採用する会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

さいたま市幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設等基準適合審査申請書

（宛先）さいたま市長

申請者所在地 _____

氏名（又は名称） _____

代表者氏名 _____

注

さいたま市幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱第3条の規定に基づき対象施設等の基準適合審査を受けたいので、以下のとおり関係書類を添えて申請します。

1. 設置者・施設等に関する事項について記入してください。

設置主体	<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 国立大学法人 <input type="checkbox"/> 公立大学法人 <input type="checkbox"/> 学校法人 <input type="checkbox"/> 社会福祉法人 <input type="checkbox"/> 株式会社 <input type="checkbox"/> NPO法人 <input type="checkbox"/> その他法人 <input type="checkbox"/> 法人以外 <input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 任意団体
設置者名	
設置者の所在地等	〒 — TEL: — — メールアドレス:
代表者名	氏名: 職名:
施設等の種類	<input type="checkbox"/> 児童福祉法第59条の2第1項の規定による届出対象施設 （うち、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無） （うち、企業主導型保育事業による運営費助成（予定）の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無） <input type="checkbox"/> 上記以外の施設等
施設等の名称	
施設等の所在地等	〒 — TEL: — — メールアドレス:
施設等の管理者名	氏名: 職名:
事業開始年月日	年 月 日

2. 運営に関する事項について記入してください。

(1) 開園（開校）曜日（開園・開校している曜日全てにレ点を記入）

日曜日 月曜日 火曜日 水曜日 木曜日 金曜日 土曜日

※ 施設等が満3歳以上の小学校就学前の全ての幼児を対象として提供している標準的な開所時間を記載すること。((2)、(3)も同様)

(2) 開園（開校）期間

週 / 年間

(3) 開園（開校）時間 ※24 時間表示で記入

曜日	開園・開校時間
平日	～
土曜日	～
日曜日	～

(4) 利用定員と現員（ 年 5 月 1 日時点）※1

		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児 (※3)	4歳児	5歳児	6歳児 (就学前)	合計	
定員(※2)										
現員	市									(A) に対する (B) の割合
	市									
	市									
現員 計(A)										B/A(※5)
無償化対象 現員のうち	市									
	市									
	市									
無償化対象計(B) ※4										

※1 申請日が属する年度の前年度 5 月 1 日時点の数値とすること。(6)職員の配置も同じ。

3歳以上の現員（概ね、1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上利用する幼児のみ）については、付表で内訳を提出。

※2 定員について特に定めが無い場合、施設・設備や職員配置を考慮して同時に利用可能な人数を記入。

※3 満3歳児の定員・現員数は、「3歳児」欄に記入。

※4 3歳以上の現員のうち、子育てのための施設等利用給付を受給している子供の人数を記載。

※5 本欄の数値が概ね50%を上回る施設は対象施設等とはならないことに留意。

(5) 利用料金等

		利用料（保育料） ※1			
		年額	月額	半期	その他
3歳児 (※2)	年度				
	年度				
	年度				
	年度				
4歳児	年度				
	年度				
	年度				
	年度				
5歳児	年度				
	年度				
	年度				
	年度				
利用料（保育料）以外の料金 ※年額で記入		総額	入園料	教材費	給食費
			行事費	通園送迎費	()

※1 ～ 年度までの利用料が 年度と同額の場合は、 年度欄のみ記載。

※2 満3歳児を含む。満3歳児の利用料が3歳児と異なる場合は、両方を記載すること。

(6) 職員の配置 (年 5 月 1 日時点)

①園長・施設長 □常勤 □非常勤 _____人
_____人 常勤換算人数(※)

※一日の勤務時間数を8で除した常勤換算後の人数を記入。

[集団活動への従事] □従事する(資格等欄にも記入してください) □従事しない

[資格等] □幼稚園教諭免許 □保育士 □看護師 □准看護師 □基準で定める研修修了者
□その他 ()

②集団活動従事者 常勤_____人 非常勤_____人 総数_____人
常勤換算後の人数※ _____人

[資格等別の内訳]

資格等	常勤	非常勤		合計	
		実人数	換算人数	実人数	換算人数
幼稚園教諭免許					
保育士					
看護師					
准看護師					
基準で定める研修修了者					
その他					
合計					

③その他の職員 常勤_____人 非常勤_____人 総数_____人

[資格等別の内訳]

資格等	常勤	非常勤	合計
調理員			
その他 ()			
その他 ()			
合計			

(7) 施設・設備の現況

居室等の設置状況	室名	集団活動室	調理室	便所	その他	合計
	室数 面積	室 ㎡	室	室 便器 個	室	室 ㎡
屋外遊戯場(園庭)	有 (㎡) 無 (付近に代替可能な場所 有・無)					
建物の構造	鉄骨造 鉄筋コンクリート造 れん瓦造 木造 その他 ()					

(8) 非常災害に対する措置

非常災害に対する計画	有 (消防計画： 年 月 日届出、その他の計画 (内規等))		無
防災 (避難・消火等) 訓練	実施 (実施回数 回/年)		未実施
集団活動室が2階にある	耐火建築物又は準耐火建築物	適	不適
集団活動室が3階以上にある	耐火建築物	適	不適
建物が無い場合の非常災害に対する対策	有	(※具体的な対策の内容を記載)	
			無

(9) 健康管理・安全確保

登・降園時の健康観察	実施 (実施内容を簡潔に記載)		未実施
健康診断 (幼児)	実施 (回/年) ※他機関で実施したもの、診断書の提出も実施に含める。		未実施
健康診断 (職員)	実施 (回/年) ※他機関で実施したもの、診断書の提出も実施に含める。		未実施
常備している医薬品等	有 (主な医薬品等の種類を記載 例.消毒液、絆創膏等)		無
安全管理マニュアル	作成		未作成
保険加入	加入	保険の種類	賠償責任保険 ・ 傷害保険 ・ その他 ()
	未加入	補償の内容	

(添付書類)

- 有資格者等について、その資格等が確認できる免許状や登録証の写し等
- 保育士等の職員の勤務体制が分かる勤務割表等
- 施設の平面図 (消火器は○印、消火栓は「栓」の字、非常口は「非」を平面図上に記入。)
- 利用案内、パンフレットの類 (利用料がわかるものは当該年度分とは別に過去3カ年分が必要。)
- 年間の活動計画、幼児の健康管理・安全管理等が分かる書類、保険会社との契約書類の写し
- 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の写し又は基準への適合(見込み)状況を説明する書類 (認可外保育施設のみ。)
- 対象施設等基準適合審査申請書 付表 (現員の内訳書)

対象施設等基準適合審査申請書 付表(現員の内訳書)

(年5月1日時点)

NO. ※1	幼児の 在住市町村	3歳以上の在籍幼児 ※3				保護者			無償化対象 の有無 ※4 対象 対象外			
		歳児クラス ※2				氏名	フリガナ	生年月日		氏名	フリガナ	住所
		満3歳	3歳	4歳	5歳							
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												
21												
22												
23												
24												
25												
26												
27												
28												
29												
30												
小計	市計											
	市計											
	市計											
合計												

※1 内訳書の順は、「幼児の在住市町村」毎に、歳児クラス毎の幼児名(カナ)の五十音順に記入してください。

※2 「歳児クラス」欄は、該当するクラスに○印を記入してください。

※3 対象施設等に概ね、1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上利用する幼児のみ記載すること。

※4 「無償化対象の有無」欄は、幼児の保護者が子育てのための施設等利用給付を受給している場合は「対象」欄に○、受給していない場合は「対象外」欄に○を記入してください。

第 号
年 月 日

様

さいたま市長

さいたま市幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業
対象施設等決定通知書

年 月 日付で申請がありましたさいたま市幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設等基準適合審査について、次のとおり対象施設等として決定しましたので、さいたま市幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱第4条の規定に基づき通知します。

設置者名	
設置者の住所	
代表者名	
施設等の名称	
決定年月日	
対象幼児の月額基準額	月額 円／幼児1人
備考	

（教示）

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決を知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

第 号
年 月 日

様

さいたま市長

さいたま市幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業
基準適合審査申請却下通知書

年 月 日付で申請がありましたさいたま市幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設等基準適合審査について、次の理由により申請却下となりましたので、さいたま市幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱第4条の規定に基づき通知します。

設置者名	
設置者の住所	
代表者名	
施設等の名称	
却下年月日	
却下の理由	
備考	

（教示）

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決を知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

さいたま市幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業支給申請書

(宛先) さいたま市長

【申請にあたって同意していただく事項】
1. 決定にあたって必要な範囲内で、申請者の幼児が通園する施設等が有する学齢簿の類、徴収金台帳等をさいたま市が閲覧及び調査すること。
2. 申請内容や同意して得た情報を給付金受給資格審査、給付金額の算定、その他の附帯業務のためにさいたま市が利用すること。
3. 要綱に規定する内容を遵守すること。
以上のことに同意し、以下のとおり申請します。

1. 申請者について記入してください。

Table with 4 columns: Applicant Name, Address, Contact Info, and Parent/Guardian Info. Includes fields for name, address, phone numbers, and parent/guardian details.

※1 連絡先(電話番号)欄は、確実に連絡がとれる順に記入してください。

2. 申請幼児について記入してください。

Table for child information with columns for name, birth date, and residence. Includes fields for name, birth date (year/month/day), and current residence.

※2 対象となる幼児が複数いる場合は、幼児ごとに作成してください。

3. 利用した施設等を記入してください。

Table for facility usage with columns for facility name and usage fee. Includes fields for facility name and usage fee (monthly/daily/time-based).

※3 該当箇所にはレを記入し金額を記入して下さい。利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期等)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定(十円未満端数切捨て)し、月額欄の口にレを記入し、算定した月額相当分を記入して下さい。

4. 支給申請額を記入してください。

Table for payment calculation with columns for request amount, standard amount, and final payment amount. Includes fields for request amount, standard amount, and final payment amount.

※4 上記で記入した利用料の合計額を支払ったことを証明する書類(領収証等)を添付してください。
※5 利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期等)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定(十円未満端数切捨て)して下さい。
※6 月額基準額は、さいたま市からの支給申請依頼で記載があった額を記載してください。
※7 給付金は、支給額を決定した後、口座振込依頼書によって登録した口座へ振り込みます。

さいたま市幼児を対象とした多様な集団活動事業 対象幼児の在籍名簿

※ さいたま市に住所を有する対象幼児について記入してください。

施設等名 _____

※ 名簿の順は、歳児クラス毎に幼児名(カナ)の五十音順に記入してください。

No. (※)	歳児クラス				幼児名		幼児 生年月日	幼児の在籍状況											
	満3歳	3歳	4歳	5歳	氏名	カナ		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1																			
2																			
3																			
4																			
5																			
6																			
7																			
8																			
9																			
10																			
11																			
12																			
13																			
14																			
15																			
16																			
17																			
18																			
19																			
20																			
21																			
22																			
23																			
24																			
25																			
26																			
27																			
28																			
29																			
30																			

- 1) 「歳児クラス」欄は、該当するクラスに○印を記入してください。
- 2) 「幼児の在籍状況」欄は、幼児が月初に在籍した場合に、○印を記入してください。
- 3) 上記には、対象施設等に概ね、1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上利用する幼児のみ記載すること。

第 号
年 月 日

様

さいたま市長

さいたま市幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業
支給決定兼支払通知書

申請がありましたさいたま市幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業の給付金について、次のとおり支給することを決定しましたので、さいたま市幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱第 10 条の規定に基づき通知します。

申請者(保護者)の氏名				
申請者(保護者)の住所				
申請幼児の氏名 及び生年月日				年 月 日生
支給対象月	月分	月分	月分	支給額計
支給額	円	円	円	円
支払予定日	年 月 日			
備考				

(教示)

- この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3 箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内にさいたま市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、6 箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決を知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に提起することができます。なお、6 箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

第 号
年 月 日

様

さいたま市長

さいたま市幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業
支給申請却下通知書

申請がありましたさいたま市幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業の給付金について、次の理由により申請却下となりましたので、さいたま市幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱第10条の規定に基づき通知します。

申請者(保護者)の氏名	
申請者(保護者)の住所	
申請幼児の氏名 及び生年月日	年 月 日生
却下年月日	年 月 日
却下の理由	
備考	

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決を知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

第 号
年 月 日

様

さいたま市長

さいたま市幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業
支給決定取消通知書

年 月 日付けで決定したさいたま市幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業の給付金の支給について、次の理由により取り消しましたので、さいたま市幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱第 12 条の規定に基づき通知します。

申請者(保護者)の氏名	
申請者(保護者)の住所	
申請幼児の氏名 及び生年月日	年 月 日生
取消年月日	年 月 日
取消の理由	
備 考	

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3 箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内にさいたま市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、6 箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決を知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に提起することができます。なお、6 箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。